

老人保健法の医療制度

上手な受診で医療費を大切に

◆お年寄りが安心して医療が受けられる老人保健

70歳以上（一定の障害があると認定された場合は65歳以上）のお年寄りがお医者さんにかかるときは、老人保健法による医療制度のもとに医療を受けることとなります。

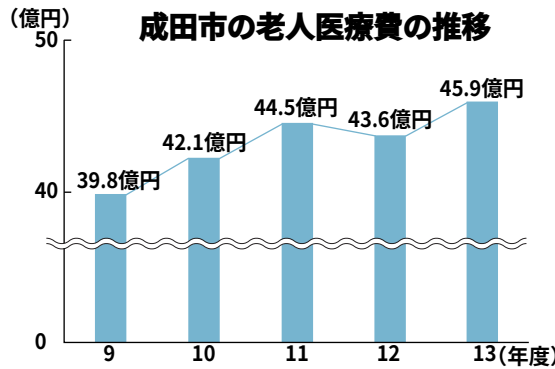
これは、お年寄りが安心して医療が受けられ、健康な毎日が送れるように、医療費の負担を軽くすることを目的としています。

◆年々増え続ける老人医療費

老人医療費の財源は、各医療保険の加入者が納めている保険料（税と、国・県・市からの補助金や負担金など、多くの人たちの協力でまかなわれています。しかし、お年寄りは病気にかなりやすく

慢性の病気が多いことなどから、老人医療費は年々増え続けています。

平成13年度の成田市の老人医療費は、約46億円です。これを対象者一人当たりすると56万4、455円になります。



◆上手な受診と健康な生活で医療費を節約

大切な医療費を有効利用するため、次のことを心掛けましょう。

- かかりつけ医をもとう
- 治療より予防に努めよう
- 栄養・運動・休養の健康3原則を守ろう
- 健康診断は積極的に受けよう
- 医療費に関心をもち、健康保持の工夫をしよう

老人保健制度を上手に利用して、健やかな毎日を過ごしましょう。



※くわしくは保険年金課（☎20-1526）へ。

老人保健の届け出

こんなときには届け出を忘れずに

老人保健の資格を得るための手続き、および資格の変更に伴う届け出については下表のとおりです。いざというとき慌てないためにも、届け出は忘れずをお願いします。

こんなときには届け出を

こんなときには	必要なもの	いつまでに
加入している医療保険が変わったとき	印鑑、保険証、健康手帳、医療受給者証	14日以内に
他の市区町村から転入してきたとき	印鑑、保険証	14日以内に
他の市区町村に転出するとき	印鑑、健康手帳、医療受給者証	転出するときに
住所が変わったとき	印鑑、健康手帳、医療受給者証	14日以内に
65歳以上で寝たきりなどになったとき	印鑑、保険証、身障手帳・国民年金証書・診断書のいずれかの書類	なるべく早く
生活保護を受けるようになったとき	印鑑、健康手帳、医療受給者証	なるべく早く
死亡したとき	印鑑、健康手帳、医療受給者証	14日以内に

※くわしくは保険年金課（☎20-1526）へ。

電話予約で土・日曜日に

平日市役所に来られない人のために、あらかじめ電話予約により、住民票や納税証明などの諸証明書類を、土曜日と日曜日に市役所の守衛室と中央公民館で受け取れる制度があります。

◆予約の方法

電話で担当課に交付の予約をしてください。

●受付日 月・金曜日（祝日、年末年始は除く）

●受付時間 午前8時30分～午後5時（ただし、金曜日は午後3時まで、金曜日が祝日の場合は前日の午後3時まで）



◆交付の方法

●交付日 土・日曜日

●交付場所 市役所地下1階守衛室、中央公民館

●受付時間 午前8時30分～午後5時

◆交付できる書類

▽市民課（云20-1525）

住民票、住所証明

▽税務課（云20-1513）

納税証明、課税証明、所得証明

非課税証明、所得証明（児童手当・扶養手当・奨学金、法人住所証明、狩猟証明、諸証明

（課税確認・国民健康保険税払い込み証明）

▽資産税課（云20-1514）

評価証明、評価通知、資産証明

公課証明、特定市街化区域農地証明

※交付を受けるときは、本人であることを確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）をお持ちください。くわしくは担当課へ。

107条図書95冊を採択

市では平成15年度に市立小中学校で使用する教科書（107条図書）の採択作業を行っていましたが、その採択結果がまとまりましたのでお知らせします。

なお、107条図書を除いた教科書については、法律により一定期間は同じ教科書を使用することとなっているため、本年度と同一の教科書が使用されます。

107条図書とは、学校教育法により、特殊学級で教科書として使用することができる絵本などの一般図書のことで、県教育委員会では100冊を候補図書に指定しています。市では、子どもたち一人ひとりのさまざまな障害の状況に応じて、適切な図書が使用できるように、この中から95冊を採択しました。

107条図書教科別冊数

国語	24冊
算数・数学	23冊
生活	23冊
職業・家庭	18冊
その他	7冊
合計	95冊

※くわしくは学務課（云20-1581）へ。

消費生活相談 Q&A

資格商法の二次被害

Q 数年前、行政書士資格講座を電話で勧められ、教材を購入しましたが、まだ資格は取っていません。最近「講座を継続するのか、やめるのかの手続きが必要」と頻繁に電話がかかり困っていたところ「お金をせば勧誘者リストから名前を削除する」と電話があり、「お願いします」と返事をしましたが信用できるのでしょうか。

A 電話勧誘で資格取得講座の契約をした人の名簿は、業者間で通称“カモリスト”として出回っているようです。ここでまたお金を払って名前を抹消する契約をして

も、支払いが増えるだけで、勧誘が無くなるとは思えません。名簿から名前を削除するサービス契約も、クーリングオフの対象になっていますので、業者から契約書または振り込み用紙が届いたら、8日以内にクーリングオフの手続きをしましょう。無条件で契約が無かったことになります。

今回のような資格を取得していない人を対象に、合格するまで受講の義務があるとして、新たな契約をさせたり、終了させるには高額の手数料を求めるなどのケースが、二次被害といわれています。一度契約すると繰り返し狙われ、しつこい勧誘に



悩まされるのも特徴です。

勧誘電話にはまともに相手をせず、はっきりと早めに断りましょう。取りたい資格でも、その場で返事をしないで、資格内容を関係省庁や関係団体に確認し、十分納得してからにしましょう。

※くわしくは消費生活センター（云23-1161）へ。

9月20日から26日まで「動物愛護週間」

ペットは愛情をもって正しいしつけを

ペットは、わたしたちの暮らしに安らぎや潤いを与えてくれます。しかし、飼い主の身勝手から捨てたり、処分に出したりする例などが少なくありません。このようなことを無くし動物愛護精神の普及・啓蒙を目的に「動物愛護週間」が設けられています。

て尊い命を処分に出さない。犬はしつけが大切です。専門家や専門書などから正しいしつけの仕方を身に付けましょう。繁殖を希望しないときは、不妊・去勢手術をお勧めします。また、産まれたばかりで飼うことのできない子犬や子猫は県動物愛護センターで引き取ってもらう方法もあります。

動物愛護センターで引き取ってもらう方法もあります。犬の鳴き声やフンの始末、公園などでの散歩によるトラブルが多いので、十分な注意と配慮をしましょう。動物に対する世話や手入れ、バランスのよいえさ、快適な環境・設備などについても毎日注意を払いましょう。

犬、猫の不妊・去勢手術
応募の中から抽選で費用の一部を助成
(社)千葉県獣医師会では、犬や猫の不妊・去勢手術を希望する飼い主に手術費用の一部を助成しています。これは、「動物愛護週間」の7日間に限り、不妊・去勢手術の助成を申し込んだ飼い主に対して、抽選のうえ事業予算内で助成するものです。

9月10日は「下水道の日」
みんなで住むまち快適な暮らしを
「下水道の日」は、著しく遅れていた下水道普及の必要性を全国的にアピールするため、1961年に「全国下水道促進デー」として制定されたのがはじまりです。以来40年が経過し、より親しみのある名称として「下水道の日」に変更されたものです。

動物を飼っている人は、次のことに注意して飼いましょう。犬や猫を飼うときは、終生家族の一員として愛情をもって飼えるかどうか、家族で十分話し合いをしてから飼いましょう。病気になるからほかの種類に代えたいなどと、責任を放棄し

動物を飼っている人は、次のことに注意して飼いましょう。犬や猫を飼うときは、終生家族の一員として愛情をもって飼えるかどうか、家族で十分話し合いをしてから飼いましょう。病気になるからほかの種類に代えたいなどと、責任を放棄し

動物を飼っている人は、次のことに注意して飼いましょう。犬や猫を飼うときは、終生家族の一員として愛情をもって飼えるかどうか、家族で十分話し合いをしてから飼いましょう。病気になるからほかの種類に代えたいなどと、責任を放棄し

動物を飼っている人は、次のことに注意して飼いましょう。犬や猫を飼うときは、終生家族の一員として愛情をもって飼えるかどうか、家族で十分話し合いをしてから飼いましょう。病気になるからほかの種類に代えたいなどと、責任を放棄し

動物を飼っている人は、次のことに注意して飼いましょう。犬や猫を飼うときは、終生家族の一員として愛情をもって飼えるかどうか、家族で十分話し合いをしてから飼いましょう。病気になるからほかの種類に代えたいなどと、責任を放棄し



正しいしつけが大切です

公民館でペットに関する講座を開催

	犬の正しい飼い方・しつけ方教室	犬のトリミング教室
日 時	9月27日(金) 午後1時30分～3時30分	9月13日～11月1日の毎金曜日(全8回) 午後1時30分～3時30分
会 場	中央公民館	中郷公民館
内 容	モデル犬を使った散歩の仕方など、犬の飼い方・しつけ方を学ぶ	簡単な犬のトリミングにチャレンジする
対 象	犬を飼っている人または飼う予定のある人	成人
定 員	30人(先着順)	10人(先着順)
参加費	800円(教材費)	無料

※申し込みは9月3日(火)午前9時から、直接または電話で加良部公民館(☎28-7961・月曜日、祝日は休館)へ。

※申し込みは午前9時から直接または電話で中郷公民館(☎22-4614・月曜日、祝日は休館)へ。

※くわしくは(社)千葉県獣医師会(☎043-242-1047)へ。
○申込期間 9月20日(金)～26日(木)当日消印有効

○申し込み方法 往復ハガキに住所氏名、電話番号、犬・猫および雄・雌の別、名前、年齢、毛色、希望する動物病院名(千葉県獣医師会に加入している動物病院)、犬の場合は平成14年度の狂犬病予防注射済票番号を書いて(社)千葉県獣医師会(〒260-0021 千葉市中央区新宿2-9-7 結城野ビル1階)へ



※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。
ことしの標語は「下水道 きれいな水への かえりみち」です。この機会に、わたしたちの快適な生活を支える下水道の役割を理解し、大切に使うよう心掛けましょう。

相談日

◆市民相談所(☎ 20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談 19日(木) 10時～3時

不動産相談 17日(火) 10時～正午

税務相談 17日(火) 10時～3時

外国人相談

12日(木)・26日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんばいごと・なやみごと相談

24日(火) 9時～4時

市民よろず相談 21日(土) 1時～4時

(市民よろず相談のみ会場は美郷台地区会館サークル室)

◆商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎ 22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話をしてください。

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎ 22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 12日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎ 22-2101・成田商工会議所)

◆パートサテライト(☎ 22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

◆消費生活センター(☎ 23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

◆保険年金課(☎ 20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

◆市民生活課(☎ 20-1527)

交通事故相談 3日(火) 10時～3時

◆社会福祉協議会(☎ 27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 5日(木)・19日(木) 9時～正午

◆高齢者福祉課(☎ 20-1537)

介護相談 12日(木) 2時～4時

場所 在宅介護支援センター玲光苑

(☎ 24-2251)

◆児童家庭課(☎ 20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

◆厚生課(☎ 20-1536)

戦没者遺族相談 30日(月) 10時～3時

◆開発協会(市体育館)(☎ 26-7251)

健康体力相談 火曜日 9時～正午

◆教育指導課(☎ 20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

◆教育センター(☎ 20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

◆教育相談室(☎ 28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)



この機会に応急手当を学ぼう

救急キャンペーンの日程

場 所	日 時
三里塚消防署	9月6日(金) 午前9時30分～正午 (献血も行っています)
イオン成田 ショッピングセンター	9月7日(土) 午前10時～午後2時
ユアエルム イトーヨーカドー成田店	9月8日(日) 午前10時～午後2時

参加者募集！普通救命講習会

○日時＝9月15日(祝) 午前9時30分～午後0時30分

○会場＝市役所地下1階 B101会議室

○内容＝心肺蘇生法、応急手当の仕方、救急車の利用方法など

○定員＝30人(先着順)

○申し込み方法＝直接または電話で消防本部警防課(☎ 20-1592)へ

9月9日は「救急の日」

救急キャンペーンと
普通救命講習会を開催

9月9日は「救急の日」です。
あなたの素早い応急手当と119番への通報が「救命リレー」のスタートです。

人が倒れて呼吸が停止してから数分で心臓も停止します。2分以内に人工呼吸や心肺蘇生(せいせい)の応急手当を始めると、ほとんどの人が助かるといわれています。また、5分後になると生存率は約25%、4人に一人しか助からないとされています。救急隊が到着するまでに

あなたの適切な応急手当が尊い命を救うことになるのです。市では左表のとおり救急キャンペーンと普通救命講習会を開催します。

※くわしくは消防本部警防課(☎ 20-1592)へ。

都市計画の変更

6日から20日まで縦覧

建築基準法の一部改正に伴い、用途地域の一部について、建ぺい率の数値を新たに都市計画の決定事項として表記することになりました。この変更案について、次のとおり縦覧します。意見のある人は意見書を提出することができます。

○縦覧日時＝9月6日(金)～20日(金) 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
○縦覧場所＝都市計画課市役所5階および県都市政策課

※くわしくは都市計画課(☎ 20-1560)または県都市政策課(☎ 043-223-3161)へ。

水道メーターの検針

2カ月ごとに
検針員が伺います

水道メーターの検針は、使用水量を確認するためだけではなく、漏水の発見にも役立っています。検針の際には、次のことに協力ください。

- ①メーターボックスの上に車や物を置かないでください。
- ②大は放し飼いにせず、出入り口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。
- ③メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。

※くわしくは市水道部業務課(☎ 22-0269)へ。